

令和6年度 白石市農業作業料賃金標準表

作業区分	作業名	摘 要	単 位	標準料金 (内消費税10%)	条件の悪い田などの 標準料金 (内消費税10%)	
水田作業	耕 耘	ロータリー耕	10アール	6,600 (600)	7,810 (710)	
		プラウ耕	〃	7,040 (640)	8,250 (750)	
	代かき	トラクター(代かきハロー)	〃	6,710 (610)	7,810 (710)	
	田 植 え	機械植 苗持込	〃	25,740 (2,340)	27,720 (2,520)	
		機械植 苗別	〃	7,810 (710)	9,790 (890)	
		側条施肥を行う場合の加算額	〃	1,210 (110)	(肥料代別)	
		育苗箱処理剤を使用する場合の加算額	〃	550 (50)	(薬剤代別)	
		育苗 センター渡し	1 箱	770 (70)	—	
	薬剤散布	防除作業(機械持込請負)	10アール	990 (90)	1,210 (110)	
	稲刈り	バインダー(刈取結束)	〃	9,020 (820)	10,120 (920)	
		コンバイン	〃	21,780 (1,980)	24,530 (2,230)	
		コンバイン(わら結束)	〃	23,980 (2,180)	26,730 (2,430)	
		ハーベスター	〃	9,020 (820)	10,230 (930)	
	業 調 製	調整のみ(もみ摺り)	60kg (1俵)	1,100 (100)	1,100 (100)	
		もみ運搬	10アール	2,200 (200)	—	
		乾燥から調製まで(もみ摺り)		別記料金表による。		
		色 彩 選 別	30kg	330 (30)	一連作業の場合	
			30kg	550 (50)	選別作業のみ(持込)	
	堆肥散布	マニアスプレッタ	10アール	3,850 (350)	3,850 (350)	
	土改材散布	ブロードキャスター	〃	990 (90)	990 (90)	
畦畔作り	片 側	100 ^{メートル}	5,500 (500)	—		
畑作業	耕 耘	ロータリー耕	10アール	6,600 (600)	7,810 (710)	
		プラウ耕	〃	7,040 (640)	8,250 (750)	
	堆肥散布	マニアスプレッタ	〃	3,850 (350)	3,850 (350)	
その他	草刈り	機械持込請負	1時間	1,980 (180)	1,980 (180)	
	溝切り	機械持込請負	100 ^{メートル}	1,100 (100)	1,100 (100)	
	農事一般	一般農作業	1日	9,000 —	9,000 —	
		軽作業	1日	8,000 —	8,000 —	

令和6年度の農業労働賃金の標準を労使代表者及び関係機関団体の代表者合議のうえ上記のとおり決めました。また、裏面に別記料金表及び農地賃借料情報を記載しています。
 なお、上記の金額はあくまで目安です。詳しくは、裏面の注意事項をご覧ください。

大河原農業改良普及センター・みやぎ仙南農業協同組合・宮城県農業共済組合
 白石市土地改良区・白石市・白石市農業委員会 (事務局 22-1256)

別記料金表（乾燥からもみ摺りまで）

区分	水分率	60kg（俵）当たり 標準料金（内消費税10%）	
半乾	14.5%～16.0%	1,188	(108)
生籾	16.1%～18.0%	1,386	(126)
	18.1%～20.0%	1,650	(150)
	20.1%～25.0%	2,244	(204)
	25.1%～30.0%	2,838	(258)
	30.1%以上	3,036	(276)

【注意事項】

- (1) 作付け面積を基準とし、地形、天候等の関係で特に作業困難な場合は、両者で協議のうえ決めてください。
- (2) 1日の労働時間を8時間とし、8時間を越す場合は、両者で協議してください。
- (3) 田植（苗持請負）及び育苗料金には、苗運搬の料金を含みません。
- (4) 機械作業（田植、稲刈）には立会いをお願いします。
- (5) すべての農作業は「食事なし」とします。
- (6) 特に明記されていない農作業で「農事一般の賃金」によりがたい場合は、その地域の協定による賃金にしてください。
- (7) 燃料油などの著しい価格変動や、最低賃金の改定があった場合は、両者の協議のうえ作業料金を決めてください。

白石市農地賃借料情報

令和5年中に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。契約の際には、それぞれのほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い、賃借料を決めてください。

※農地法の一部改正により標準小作料制度が廃止され、代わりに過去1年間の賃借料情報をお知らせしております。（平成21年改正農地法第52条）

農地の区分	平均額	最高額	最低額	筆数
田（10a当り）	7,243円	12,684円	1,000円	391筆
畑（10a当り）	2,117円	5,000円	700円	28筆

- 注（1）水田の賃借料を物納の場合、玄米60kg11,500円（令和5年産米）で金額換算して算出しています。（約9割が物納契約です。）
- （2）使用賃借（無償）や贈与は除いて算出しています。